

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所大阪市北区中之島 1 - 3 - 20
電 話 大 阪 6208-7 4 4 4
購読料(送料とも)月 1,250 円

目 次

規 則

○教育委員会所管の学校の教員の期末手当及び勤勉手

当に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

○放置自動車の処理…………… 2

○同…………… 2

○監査委員の任命…………… 2

○一般競争入札の執行(大阪市市内情報ネットワーク
に係る通信サービス提供)…………… 3

○同(大型圧縮積込式ごみ輸送車の製造)…………… 4

○大阪市立浪速人權文化センターの貸室の供用休止…………… 5

○落札者等の公示…………… 5

○同…………… 5

○景観法に基づく景観整備機構の住所変更…………… 5

○開発行為に関する工事の完了…………… 5

○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による
制限の緩和の認定…………… 6

○同…………… 6

○同法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の
緩和の認定の取消し…………… 6

○道路の位置指定…………… 6

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… 6

○同法に基づく指定医療機関の変更…………… 7

○同法に基づく指定医療機関の廃止…………… 8

○同法に基づく介護機関の指定…………… 8

○同法に基づく指定介護機関の変更…………… 10

○同法に基づく指定介護機関の廃止…………… 10

○同法に基づく施術者の指定…………… 10

○同法に基づく指定施術者の変更…………… 12

○同法に基づく指定施術者の廃止…………… 12

○大阪市国民健康保険料の収納事務委託…………… 12

○平成19年度大阪市国民健康保険料率の決定…………… 12

○大阪市環境影響評価条例に基づく環境影響評価書及
び事後調査計画書の概要…………… 12

○同条例に基づく環境影響評価書の概要…………… 13

○同条例に基づく事後調査計画書の概要…………… 14

○大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業
の事業計画の変更に係る事項の縦覧…………… 14○大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業の事
業計画の変更…………… 14○同事業の施行地区及び設計の概要の変更に係る事項
を表示する図書の写しの縦覧…………… 14

○放置自動車の処理…………… 15

○道路法違反物件の除却…………… 15

○同…………… 15

○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機
関の店舗の所在地変更…………… 15

○落札者等の公示…………… 16

○指定給水装置工事事業者の指定…………… 16

○大阪市議会議員阿倍野区選挙区一般選挙に係る当選
の効力に関する異議の申出に対する決定…………… 16

公 告

○一般競争入札の執行(引船の売払い)…………… 30

公布された規則のあらまし

◇教育委員会所管の学校の教員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1 教育委員会所管の学校の教員の勤勉手当の計算方法及び計算
の算出基礎を変更するとともに、必要な規定の整備を行うこと
にしました。2 この規則は、平成19年 6 月 1 日から施行することにした。
(平成19年大阪市教育委員会規則第48号 教育委員会事務局教務部)

規 則

教育委員会所管の学校の教員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
の一部を改正する規則を公布する。

平成19年 5 月 24 日

大阪市教育委員会

委員長 西 村 仁

大阪市教育委員会規則第48号

教育委員会所管の学校の教員の期末手当及び勤勉手当
に関する規則の一部を改正する規則教育委員会所管の学校の教員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
(平成18年大阪市教育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「それぞれの」を「それぞれその」に改める。

第 8 条第 1 項中「基準日以前 6 箇月以内の」を「教育長が定める」
に改める。第 9 条第 1 号中「勤勉手当基礎額」を「勤勉手当基礎額にそれぞ
れその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教員に
あっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次条に
おいて同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す
る地域手当の月額の合計額を加算した額」に改める。

第10条を次のように改める。

(勤勉手当基礎額)

第10条 前条の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

2 第4条第2項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。

第11条第2項第2号中「期間」を「期間及び大学院修学休業職員として在職している期間」に改める。

第12条を次のように改める。

(勤勉手当の成績率)

第12条 再任用職員以外の教員の成績率は、教育長が定める当該教員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該教員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育長が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が特に優秀な教員 100分の81以上100分の145以下
- (2) 勤務成績が優秀な教員 100分の76以上100分の81未満
- (3) 勤務成績が良好な教員 100分の71
- (4) 勤務成績が良好でない教員 100分の71未満

2 再任用職員の成績率は、教育長が定める当該教員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該教員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育長が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な教員 6月に支給する場合においては、100分の35超、12月に支給する場合においては、100分の40超
- (2) 勤務成績が良好な教員 6月に支給する場合においては、100分の35、12月に支給する場合においては、100分の40
- (3) 勤務成績が良好でない教員 6月に支給する場合においては、100分の35未満、12月に支給する場合においては、100分の40未満

3 基準日以前6箇月以内の期間において法第29条第1項の規定による懲戒処分を受けた教員及び口頭訓戒又は文書訓告を受けた教員の成績率は、前2項に規定する成績率にかかわらず教育長が定める。

4 第1項第1号及び第2号に掲げる教員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、教育長が定める。

5 第1項から第4項までに定めるもののほか、教員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則に次の1項を加える。

(平成19年度における期末手当及び勤勉手当の額の特例)

4 平成19年度に限り、第4条の期末手当基礎額及び第10条の勤勉手当基礎額における教員が受けるべき給料の月額は、教育委員会所管の学校の教員の給料表に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(平成18年大阪市規則第242号)による改正前の教育委員会所管の学校の教員の給料表に関する規則の一部を改正する規則(平成18年大阪市規則第76号)附則第5項に規定する給料月額とする。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

(平19.5.24揭示済)

告 示

大阪市告示第542号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年5月21日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成19年6月4日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普 通 自 動 車 車 (トヨタ黒色)	浪速区浪速西2丁目11番先

(建設局管理部路政担当)

(平19.5.21揭示済)

大阪市告示第543号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年5月22日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成19年6月4日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普 通 自 動 車 車 (ダイハツ紺色)	西成区萩之茶屋1丁目11番先
2	普 通 自 動 車 車 (トヨタ白色)	西成区花園北1丁目3番先
3	普 通 自 動 車 車 (トヨタ白色)	西成区萩之茶屋1丁目2番先

(建設局管理部路政担当)

(平19.5.22揭示済)

大阪市告示第543号の2

監査委員 新田 孝 及び同 奥野 正美 の任期満了に伴う後任委員として、本日次の者を任命した。

平成19年5月22日

大阪市長 關 淳 一

坂 井 良 和
福 田 賢 治
(総務局人事部人事担当)
(平19. 5 .22揭示済)

~~~~~

#### 大阪市告示第568号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。  
平成19年 6 月1日

大阪市長 關 淳 一

- 1 担当  
〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号  
大阪市総務局行政部総務担当  
電話 06-6208-7414
- 2 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量  
大阪市庁内情報ネットワークにかかる通信サービス提供（広域イーサネットサービス） 一式
  - (2) 通信サービス提供内容  
別紙仕様書のとおり
  - (3) 契約期間  
平成19年 8 月 1 日から平成21年11月30日まで
  - (4) サービス提供期間  
平成19年12月 1 日から平成21年11月30日まで  
契約からサービス提供開始までの間は、準備期間とする。
  - (5) 履行場所  
別紙仕様書のとおり
- 3 入札参加資格  
次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。  
なお、本市入札参加資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当（電話06-4395-7161）に行い当該審査を受けること。ただし、平成19年 6 月18日（月）までに資格審査申請を行わない場合は入札に参加することができない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること
  - (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
  - (3) 本市入札参加資格者名簿に物品種目「48 その他（役務）」で登録していること
  - (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者であること
  - (5) 回線サービスについて 2 年以上（平成19年 5 月31日現在）の営業経験を有していること
  - (6) （株）ケイ・オプティコムと相互接続を行いサービスが提供できることの証明書が提出できること
  - (7) 仕様書に定めた通信サービスを提供できることの証明書が提出できること
  - (8) 本件サービスに係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること
- 4 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申出書の受付場所、契約

- 条項を示す場所及び当該入札にかかる問い合わせ先 1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法 公示の日から平成19年 6 月18日（月）まで無償により交付する。
  - (3) 入札参加申出書の受付期間 公示の日から平成19年 6 月18日（月）の本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時30分まで（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く。）
  - 5 入札執行の日時等
    - (1) 入札日時 平成19年 7 月31日（火）午前10時
    - (2) 入札場所 大阪市役所本庁舎地下 1 階 共通会議室  
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は平成19年 7 月30日（月）午後 5 時30分までに契約担当（1に同じ）宛て必着のこと
  - 6 入札保証金等
    - (1) 入札保証金 免除
    - (2) 契約保証金 要  
ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は、免除する。
    - (3) 保証人 不要
    - (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
    - (5) 契約書作成の要否 要
  - 7 入札者に要求される事項  
入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申出書等を平成19年 6 月18日（月）午後 5 時30分までに提出しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。  
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - 8 入札の無効  
契約規則第28条第 1 項の規定に該当する入札
  - 9 その他
    - (1) この調達 は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
    - (2) この調達 は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
    - (3) 詳細は入札説明書による。
  - 10 Summary
    - (1) Nature and estimated quantity of the service to procured:  
Wide-Area Ethernet Service Connecting to the City's Intranet  
(Details to be acquired on the tender documents)
    - (2) Closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:30 PM, 18 June 2007
    - (3) Date and time for the submission of tenders: 10:00 AM, 31 July 2007  
(for tenders submitted by mail 5:30 PM, 30 July 2007)
    - (4) Contact point where tender documents are available:  
General Affairs Department, Administration Division, General Affairs Bureau, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL: 06-6208-7414

(総務局行政部総務担当)

## 大阪市告示第569号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

## 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当

電話 06-4395-7161

## 2 入札に付する事項

## (1) 製造物品及び数量

大型圧縮積込式ごみ輸送車 4台

(電子入札対象案件)

## (2) 製造物品の特質等 入札説明書による。

## (3) 納入期限 ①平成19年12月20日 1台 ②平成20年2月29日 3台

## (4) 納入場所 入札説明書による。

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成19年6月15日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

## (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと

## (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

## (4) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「32輸送用機器類 A一般輸送機器」で登録していること

## (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の製造又は当該物品該当シャシの納入実績を有する者であること

## (6) 当該製造物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、納入後9年以上にわたり、適切かつ迅速な整備体制を有すること

## (7) 納入しようとする物品が仕様書に示した条件を満たすこと

## (8) 当該物品の検査を行うため、検査設備及び要員等を確保でき、本市検査職員の実施する検査の立会に応じられること

## (9) 製造作業の工程予定表が提出できること

## 4 入札説明書等の交付場所等

## (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）

## (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成19年6月15日（金）まで無償により交付する。

## (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成19年6月15日（金）午後5時まで

## (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

## 5 入札執行の日時等

## (1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間 平成19年7月18日（水）から平成19年7月19日（木）までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時 平成19年7月20日（金）午後1時30分

③ 場所 システム上とする。

## (2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成19年7月20日（水）午後1時から午後1時30分まで

② 開札予定日時 平成19年7月20日（水）午後1時30分

③ 場所 大阪市契約管財局第2入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成19年7月19日（木）午後5時までに必着のこと

## 6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成19年6月15日（金）午後5時までに、持参又は郵便等により必着しなければならない。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

## 9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) 詳細は入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured: Large type compactor Vehicle 4Vehicles

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 15 June 2007

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 18 July 2007 to 5:00PM, 19 July 2007

② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 20 July 2007

③ by post: 5:00PM, 19 July 2007

(4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka

2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161



(契約管財局契約部物品等契約担当)

(財政局税務部管理担当)

## 大阪市告示第570号

大阪市立浪速人権文化センターにおける貸室（ホール含む。）については、電気設備工事に伴い、平成19年6月15日（金）から平成19年6月30（土）まで供用休止する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一  
(市民局人権施策担当)

## 大阪市告示第571号

次のとおり落札者等について公示する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

[掲載順序]

## ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

## ◎契約担当 財政局税務部管理担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成19年度大阪市税務事務システム及び電子申告システム運用保守業務委託 ②随意 ③19.4.1 ④株式会社 日立製作所 関西支社 大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 ⑤507,601,500円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

## ◎契約担当 財政局税務部管理担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成19年度市税事務所設置に伴う税務事務システム開発業務委託 ②随意 ③19.4.1 ④株式会社 日立製作所 関西支社 大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 ⑤271,629,540円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

## ◎契約担当 財政局税務部管理担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成19年度市税徴収金収納整理事務処理業務委託 ②指名競争入札 ③19.4.1 ④T I S 株式会社 吹田市豊津町9番1号 ⑤41,184,037円 ⑥平成19年2月9日

## ◎契約担当 財政局税務部管理担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成19年度個人市民税システム処理（平成19年度執行分）業務委託 ②随意 ③19.4.1 ④株式会社 日本総研ソリューションズ 大阪市西区新町1丁目6番3号 ⑤219,709,589円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

## ◎契約担当 財政局税務部管理担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成19年度大阪市電子申告システム開発業務 ②随意 ③19.4.2 ④株式会社 日立製作所 関西支社 大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 ⑤217,121,940円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

## 大阪市告示第572号

次のとおり落札者等について公示する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

[掲載順序]

## ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方法 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

## ◎契約担当 健康福祉局生活福祉部保険年金担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①国民健康保険システム、老人保健・医療助成システム及び国民年金システム保守支援業務委託 一式 ②随意 ③19.4.1 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区梅田3丁目3番20号 ⑤277,200,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

(健康福祉局生活福祉部保険年金担当)

## 大阪市告示第573号

景観法第92条第3項の規定に基づき住所変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

| 景観整備機構の名称                 | 変更前住所               | 変更後住所                 |
|---------------------------|---------------------|-----------------------|
| 財団法人<br>大阪市都市工学情報<br>センター | 大阪市浪速区湊町1<br>丁目4番1号 | 大阪市中央区大手前<br>1丁目7番31号 |

(計画調整局計画部都市デザイン担当)

## 大阪市告示第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

- 許可番号  
平成18年7月27日 大阪市指令計（開）第29号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市港区福崎3丁目1番2から1番6まで
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市港区福崎1丁目1番57号

株式会社杉村倉庫

代表取締役 山 下 仁 孝

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の 種 類 | 概 要    |     | 管理者 | 用地の<br>帰 属 | 摘 要          |
|---------------|--------|-----|-----|------------|--------------|
|               | 幅員(管径) | 延 長 |     |            |              |
| 緑 地           | —      | —   | 開発者 | 開発者        | 面積2219.79㎡   |
| 消防水利          | —      | —   | 開発者 | 開発者        | 防火水槽40 t 1 基 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

~~~~~

大阪市告示第575号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

- ・認定年月日及び認定番号
平成19年 5 月17日 第46号
- ・認定区域の名称
大阪市宮鶴見住宅
- ・認定区域の位置
大阪市鶴見区鶴見1丁目30－3

(計画調整局建築指導部建築企画担当)

~~~~~

大阪市告示第576号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

- ・認定年月日及び認定番号  
平成19年 5 月22日 第48号
- ・認定区域の名称  
大阪市宮木川第1住宅
- ・認定区域の位置  
大阪市淀川区三国本町1丁目13－1、13－5

(計画調整局建築指導部建築企画担当)

大阪市告示第577号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和についての認定を取り消したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

- ・認定取消し年月日及び番号  
平成19年 5 月16日 第85号
- ・認定区域の名称  
大阪ガス岩崎開発北地区計画
- ・認定区域の位置  
大阪市西区千代崎3丁目13番1ほか10筆  
(計画調整局建築指導部建築企画担当)

~~~~~

大阪市告示第578号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

指定年月日及び指令番号

平成19年 5 月16日 大阪市指令大計道 第1011号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
大 正 区 鶴町2丁目	20番1の1部 20番3の1部 23番の1部 25番の1部 125番1の1部	m	m	
大 正 区 鶴町3丁目	24番1の1部 24番2の1部 25番の1部 30番の1部 31番の1部 128番の1部 129番の1部 132番1の1部 135番 138番の1部	16.0～34.0	949.77	鶴浜1号線
大 正 区 鶴町2丁目	125番1の1部	m	m	
大 正 区 鶴町3丁目	132番1の1部	16.0～17.5	891.13	鶴浜2号線

(計画調整局建築指導部道路指定等担当)

~~~~~

大阪市告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①おざわ胃腸科・内科クリニック ②大阪市北区東天満 1 丁目11番15号 ③平成19年 4 月 9 日

①かねこクリニック ②大阪市北区天神橋 6 丁目 3 番16号 ③平成19年 4 月 2 日

①京橋杉本クリニック ②大阪市都島区東野田町 2 丁目 4 番15号 ③平成19年 5 月 1 日

①都島放射線科クリニック ②大阪市都島区都島本通 1 丁目16番22号 ③平成19年 5 月 1 日

①大橋医院 ②大阪市中央区久太郎町 3 丁目 5 番17号 ③平成19年 4 月 1 日

①すこやかクリニック ②大阪市中央区天満橋京町 1 番27-63号 ③平成19年 5 月 1 日

①AMA Clinic ②大阪市西区西本町 1 丁目 7 番19号 ③平成19年 5 月 1 日

①葛西形成外科 ②大阪市西区西本町 1 丁目 2 番14号 ③平成19年 4 月 1 日

①つつどクリニック ②大阪市天王寺区上本町 6 丁目 2 番26号 ③平成19年 4 月 2 日

①むさしドリーム眼科 ②大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5 番52-203号 ③平成19年 5 月 1 日

①桃山クリニック ②大阪市天王寺区筆ヶ崎町 2 番22号 ③平成19年 5 月 1 日

①金井クリニック ②大阪市西淀川区出来島 2 丁目 5 番13号 ③平成19年 4 月 1 日

①杉島クリニック ②大阪市西淀川区柏里 2 丁目 4 番 6 号 ③平成19年 4 月 1 日

①井上医院 ②大阪市生野区巽中 3 丁目20番18号 ③平成19年 4 月 1 日

①東田クリニック ②大阪市生野区巽南 5 丁目 2 番41号 ③平成19年 4 月 1 日

①整形外科 なかつかクリニック ②大阪市旭区中宮 3 丁目17番25号 ③平成19年 5 月 1 日

①寺内クリニック ②大阪市鶴見区浜 3 丁目 2 番 3 号 ③平成19年 5 月 1 日

①松村眼科 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番31号 ③平成19年 5 月 1 日

①メンタルクリニック おかだ ②大阪市阿倍野区阿倍野筋 2 丁目 1 番29-900号 ③平成19年 5 月 1 日

①山田医院 ②大阪市東住吉区山坂 3 丁目 8 番25号 ③平成19年 3 月22日

①やまだ耳鼻咽喉科 ②大阪市平野区喜連東 1 丁目 8 番46号 ③平成19年 5 月 1 日

①二木医院 ②大阪市西成区天下茶屋 2 丁目12番 1 号 ③平成19年 3 月29日

①美濃クリニック ②大阪市西成区玉出中 1 丁目 4 番17号 ③平成19年 5 月 1 日

①秋田歯科クリニック ②大阪市北区西天満 4 丁目12番11号 ③平成19年 5 月 1 日

①快適歯科 ②大阪市北区天神橋 6 丁目 3 番24-201号 ③平成19年 2 月 1 日

①アークマツイデンタルクリニック ②大阪市都島区東野田町 1 丁目 2 番16号 ③平成18年 8 月 1 日

①岡田歯科医院 ②大阪市都島区都島北通 1 丁目 4 番21-201号 ③平成19年 4 月 1 日

①プライマリー歯科クリニック ②大阪市都島区都島中通 3 丁目11番 8 号 ③平成19年 4 月12日

①K's デンタルオフィス ②大阪市西区北堀江 1 丁目 8 番14号 ③平成19年 5 月 1 日

①かわもと歯科クリニック ②大阪市天王寺区筆ヶ崎町 2 番22号 ③平成19年 5 月 1 日

①すわ歯科診療所 ②大阪市天王寺区烏ヶ辻 1 丁目 1 番24号 ③平成19年 3 月 1 日

①岸歯科医院 ②大阪市西淀川区竹島 3 丁目 5 番13号 ③平成19年 4 月 1 日

①たすく歯科 ②大阪市住吉区荻田 9 丁目14番28-101号 ③平成19年 4 月 1 日

①スピカ薬局 ②大阪市都島区高倉町 1 丁目 7 番 7 号 ③平成19年 5 月 1 日

①マルゼン薬局 ②大阪市都島区東野田町 5 丁目 9 番30号 ③平成19年 4 月 1 日

①すずらん薬局 福島店 ②大阪市福島区福島 2 丁目 2 番24号 ③平成19年 4 月 1 日

①御堂薬局 ②大阪市中央区久太郎町 4 丁目 1 番 3 号 ③平成19年 4 月 1 日

①テイコク薬局 ②大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 4-200号 ③平成19年 3 月11日

①やまと薬局 ②大阪市港区三先 1 丁目10番28号 ③平成19年 4 月 1 日

①ときわ薬局 ②大阪市城東区関目 3 丁目15番 3 号 ③平成19年 1 月 1 日

①保健薬局 ②大阪市阿倍野区西田辺町 2 丁目 2 番17号 ③平成19年 4 月 1 日

①オレンジ薬局 岸里店 ②大阪市西成区岸里 3 丁目11番20号 ③平成19年 5 月 1 日

①かるがも薬局 天下茶屋店 ②大阪市西成区花園南 2 丁目 7 番 2 号 ③平成19年 5 月 1 日

①(老人) 訪問看護ステーション名 ②ステーション所在地 ③事業者名 ④事業者所在地 ⑤指定年月日

①ロイヤル訪問看護ステーション大阪北 ②大阪市都島区善源寺町 1 丁目 8 番19-101号 ③合名会社 ロイヤル訪問看護ステーション ④和泉市室堂町 5 丁目 1 番 8-1110号 ⑤平成19年 4 月 1 日

①アミコ愛・あい・訪問看護ステーション ②大阪市住吉区清水丘 3 丁目14番 2 号 ③アミコ株式会社 ④大阪市住吉区我孫子東 2 丁目 4 番27-402号 ⑤平成19年 4 月 1 日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

## 大阪市告示第580号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による指定医療機関から、同法第50条の2の規定により、変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

①名称 ②所在地 ③変更年月日